

令和 8 年度 (2026 年度)
公益財団法人小林財団医学・生命科学奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者
 - (2) 本財団が指定する以下の大学の学部又は大学院に在学し、医学・生命科学分野を専攻する者で、2026年5月1日現在、35歳以下の者。
 - 指定大学 (全 14 校)
東北大学、東京大学、東京科学大学、富山大学、金沢大学、信州大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学、大阪公立大学、高知大学
 - (3) 修学のために経済的援助を必要とする者 (生計維持者全員の前年度の合計年収が 500 万円以下を目安とする。) で、他の奨学金を受けていない者 (但し、修学支援新制度による奨学金受給は可)。
 - (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者。
 - (5) 奨学生交流会 (①9/28 贈呈式、②11/14-15 研修旅行、③3/5 設立 25 周年記念式典) に出席できる者。
- 注：なお、次の者は除外します。
- ・ 将来、学術振興会の特別研究員事業、科学技術振興機構の次世代研究者挑戦的研究プログラム等の各種支援事業並びに他の奨学金への応募を希望する者。

2. 採用予定数

学部学生	10 名程度
大学院学生	10 名程度

3. 対象学年

学部学生：2026年4月に1年生として入学した者
修士課程：2026年4月に1年生として入学又は進学した者
博士課程：2026年4月に1年生として入学又は進学した者

4. 奨学金

【支給月額】

学部生 月額 15 万円

修士課程 月額 18 万円

博士課程 月額 18 万円

【支給方法】

本奨学金は 4 月分を起算とし、原則として毎月 1 か月分を支給する。ただし、採用初年度の支給スケジュールは以下のとおり調整して行う。

- 初年度：10 月～3 月：毎月 2 ヶ月分を支給（※4～9 月までの未支給分を上乗せ）
- 翌年度以降：毎月 1 ヶ月分を支給

5. 奨学金支給期間

学部生

原則として、在籍する学部・学科の最短修業年限（4 年または 6 年等）とする。

修士課程

原則として、在籍する研究科・課程の最短修業年限（2 年）とする。

博士課程

原則として、在籍する研究科・課程の最短修業年限（3 年または 4 年等）とする。

6. 募集方法

大学を通じて募集する。

7. 応募の手続き

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出する。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書（所定の様式）
- (4) 課税・非課税証明書
- (5) 在学証明書
- (6) 成績証明書：直前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
- (7) 推薦書（学部長、研究科長又は指導教員による封緘書）

A4 サイズで 1 ページ

8. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生

を決定する。

採用決定者については、9月中に大学及び本人に通知する。

9. 奨学金の停止

奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の支給を休止（停止）することがある。なお、その事由が解消し復学等をした場合は、支給を再開する。

- (1) 休学又は病気等により一月以上欠席するとき
- (2) 転学するとき
- (3) 学則により処分を受けたとき
- (4) その他本人に関する重要な事項に変更があったとき

10. 奨学金の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の支給を打ち切ることがある。

- (1) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (3) 理由なく1月以上欠席したとき
- (4) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (5) その他奨学生としての資格を失ったとき
- (6) 他の奨学金を受給したとき（但し、修学支援新制度との併給は可）
- (7) 無断で奨学生交流会を欠席したとき
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) 本財団又は本財団の支援企業（者）の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
- (10) 休学等、本要項に定める停止事由に該当する場合を除き、所定の必要最小限の修業年限内での卒業又は修了ができないことが確定したとき（留年の決定等）
- (11) その他、財団が求める報告書の提出がない場合や、財団との連絡が長期的に途絶えたとき

11. 採用の取消しおよび奨学金の返還

以下のいずれかに該当した場合は奨学生の採用を取り消し、既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) 申請書類に事実と異なる記載（虚偽）があったとき
- (2) 本財団が定める規程に違反したとき、または奨学生としての義務を怠ったとき

12. 報告書の提出

奨学生は、理事長から求めがあったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

13. 注意事項

この要項に記載された事項について不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。

以上